

バスケットボールに チャレンジしよう



笠岡市教育委員会
からのお知らせ

保護者の方へ

笠岡市教育委員会スポーツ推進課では、次のとおりバスケットボール教室を開催しますので、参加希望の方は下記の申込書の提出をよろしくお願いいたします。

- 1 日 時 令和8年4月4日～5月2日までの毎週土曜日
18:00～20:00 〈全5回〉
※開講式を教室初回(4月4日)の17時50分より行いますので17時45分までにお越しください。
 - 2 場 所 笠岡市民体育センター(笠岡市八幡町1-9)
 - 3 講 師 笠岡市スポーツ協会バスケットボール部 派遣講師
 - 4 対 象 笠岡市内在住または在学の小学1～6年生(新学年)
 - 5 定 員 30人程度(先着順)
 - 6 内 容 バスケットボールのルール説明、基本練習、練習試合 ほか
 - 7 参加料 800円(スポーツ安全保険料として徴収します。※ 詳細は裏面参照)
 - 8 準備物 運動のできる服装(体操服など)、体育館シューズ(上履き)、着替え(Tシャツなど)、タオル 飲み物 など
 - 9 申込方法 申込書に必要事項を記入の上、参加料を添えて申し込んでください。
申込み先: 笠岡総合体育館事務所(笠岡市平成町63番地の2)
電 話: 0865-69-6622
 - 10 申込期限 令和8年3月19日(木)
 - 11 その他
 - ・金属やプラスチックなど硬い材質のもの、またフードのついた服(パーカー)は、事故防止のため身につけないよう御注意願います。(例:ヘアピン、時計、指輪など)
 - ・児童の送迎につきましては、保護者の方の責任で開始終了のそれぞれ15分前をお願いします。
 - ・主催者は、教室開催中の事故について、応急処置以外の一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- 主 催 笠岡市教育委員会スポーツ推進課
● 共 催 公益財団法人笠岡市文化・スポーツ振興財団、一般財団法人笠岡市総合福祉事業団 吸江社
● 主 管 笠岡市スポーツ協会バスケットボール部
● 問 合 せ ・教室全般に関するお問い合わせはスポーツ推進課 0865-69-6622
・欠席については市民体育センター 0865-63-1031

〈切り取り〉

令和8年度バスケットボール教室参加申込書

(ふりがな) 氏 名		年 齢	才	学 年	新 生
学 校 名		性 別	男 ・ 女		
保 護 者 氏 名		自 宅 連絡先			
住 所	笠岡市	緊 急 連絡先			

本申込書の個人情報、教室参加資格の確認や教室運営にのみ使用いたします。
学年欄は、4月からの学年を記入してください。

〈切り取らないでください〉

令和8年度バスケットボール教室参加料 領収書

様

一金 800円也

ただし、令和8年度バスケットボール教室参加料として

令和8年 月 日

笠岡市教育委員会

バスケットボールきょうしつのお知らせ

- 1 さんかできるひと かさおかしにすんでいる1ねんせい～6ねんせい
- 2 れんしゅうび 4がつ4にち・11にち・18にち・25にち 5がつ2にち(まいしゅうどようび)
ゆうかた6じから8じまでなのでおとなの人といっしょにきてね
- 3 ほしゅうにんずう 30にん! はやいものじゅんだよ!!
- 4 しめきり れいわ8ねん3がつ19にちまでにもうしこんでね!
- 5 もってくるもの たいいくかんシューズ・のみもの・タオル・きがえをわすれないでね

〈切り取り〉

スポーツ安全保険について

対象範囲：スポーツ教室での活動中及び自宅との通常経路往復中

掛 金：800円（加入区分：A1 中学生以下のスポーツ活動）

契約する保険	保険の内容	補償金額
傷害保険	急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償。 ※ 熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も対象となります。	死亡…………… 3、000万円 後遺障害（最高額） 4、500万円 入院（1日につき）… 4、000円 通院（1日につき）… 1、500円
賠償責任保険 （免責金額なし）	他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負った損害を補償。	対人・対物賠償限度額 合算 1事故…………… 5億円 （但し、対人賠償は1人… 2億円）
突然死葬祭費用保険	突然死（急性心不全、脳内出血などによる死亡）に際し、新族が負担した葬祭費用を補償。	突然死（急性心不全、脳内出血など） 葬祭費用…………… 180万円

保険金が支払われない主な場合

【傷害保険】

（1）次のような事由により生じた障害。

- ①被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。
- ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転。
- ③被保険者の脳疾患、疾病（心臓疾患を含む。）、心神喪失。

（2）むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの。

（3）次のものは障害には含まれず、保険金が支払われません。

○急性心不全、脳内出血などの突然死。（突然死葬祭費用保険の対象となります。）

○野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害。

○成長痛、加齢に伴うものなど。

【賠償責任保険】

（1）法律上の賠償責任が発生しない場合には、本保険の対象とはなりません。

（2）次のような事由に起因する損害。

- ①被保険者の故意。
- ②被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打。
- ③地震、噴火、津波などの天災。

（3）被保険者と同居する親族に対する賠償責任。

【突然死葬祭費用保険】

（1）次のような事由により生じた突然死。

- ①被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。
- ②被保険者の自殺行為、犯罪行為。
- ③被保険者の心神喪失。
- ④地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など。